

日野・子どもと家族法律事務所 報酬規程

この規程は日野・子どもと家族法律事務所（弁護士木村真実・弁護士伊藤由子・弁護士田中祥之）における弁護士費用について定めるものです。

法テラスの利用対象の方は、法テラスによる弁護士費用立替えを利用することができますので、直接弁護士に法テラス利用希望をお伝えください。法テラスを利用する場合は、本規定によらず、法テラスが定める費用が弁護士費用となります。法テラスの立替え報酬基準については、法テラスのホームページ（法テラスについて⇒公表事項⇒総合法律支援法に基づく公表事項⇒業務方法書別表3（90頁目））を参照ください。

子ども（18歳未満）本人から事件の依頼を受ける場合には、原則として無料（弁護士会の援助制度等を利用）です。その他被害者事件など事件内容（経済状況等）から、弁護士会の弁護士費用の援助を受けられる場合があります。該当する場合には弁護士から説明をします。

刑事事件・少年事件のうち国選利用の場合は、本規定による弁護士費用は発生しません。私選利用の場合には、本規定による弁護士費用が発生します。

以下、表示はすべて消費税別です。

第1章 法律相談

第1条（法律相談料）

- 1 法律相談料は1時間まで1万円です。以降30分ごとに5,000円ずつ加算されます。なお、代理人として弁護士名を出す以上は事件に責任をもつ必要がありますので、弁護士名で内容証明郵便を出すのみのご依頼は受けしていません。
- 2 資力に乏しく、法テラスの法律相談援助が受けられる方はその利用により3回まで無料で法律相談が受けられます（申込書は事務所に備えおいてあります）。

第2章 調査

第2条（調査料）

相続や医療過誤などの事件で、事件の勝訴の可能性、請求できそうな額などの見通しを立てるために、10万円から20万円の調査費用で調査することができます。

第3章 受任

第3条（着手金、報酬金及び実費）

事件を受任する場合の弁護士費用には着手金、報酬金及び実費があります。

1 着手金

着手金とは、事件の受任にあたり、いただくお金です。事件の帰趨に関わらず原則としてお返ししません。着手金の最低額は20万円になります。

2 報酬金

報酬金とは、事件の終了にあたり、いただくお金です。事件終了時に、事件の目的達成度及び実質的な業務内容に応じて、ご提案し、ご了解をいただいたうえでお支払いいただきます。

3 実費

そのほか、以下のものについては、実費をお預かりしています。

実費については、中途、終了時に明細をお渡しします。

(1) 交通費（事務所から出廷する裁判所までの交通費実費をいただきます。特急・新幹線を利用した場合は普通車指定席の料金をいただきます。）

(2) コピー代（白黒1枚20円、カラー1枚50円）、ファックス代（1枚20円）

(3) 裁判所へ申し立てる際の印紙代、郵便切手代

(4) その他事件処理に必要な費用

第4条（子どもに関する分野の事件）

1 子どもの手続代理人、人身保護請求の子どもの代理人

着手金 なし

報酬金 25～35万円程度

2 少年事件

第12条を参照ください。

3 学校関係（いじめ、学校事故、学校交渉）

着手金 25～35万円程度

報酬金 25～35万円程度

4 未成年後見の申し立て

着手金 25万円

報酬金 なし

5 行政機関との関係（児童相談所等）

（1）児童相談所との交渉

着手金 35万円

報酬金 結果及び実質的な業務内容に基づき決定（上限40万円）

（2）一時保護（延長を含む）を争う場合（児童福祉法33条）

着手金 35万円

※交渉事件から移行した場合は、交渉事件の着手金とは別途15万円のお支払をお願いしています。

報酬金 結果及び実質的な業務内容に基づき決定（上限40万円）

（3）児童福祉施設等への入所を争う場合（児童福祉法28条審判）

着手金 35万円

※交渉事件から移行した場合は、交渉事件の着手金とは別途15万円のお支払をお願いしています。

※一時保護を争う事件から移行した場合は、一時保護の事件の着手金とは別途15万円のお支払をお願いしています。

報酬金 結果及び実質的な業務内容に基づき決定（上限40万円）

第5条（家族に関する分野）

1 夫婦関係調整（離婚・円満）調停

（1）着手金 35万円

ア 離婚とともに、婚姻費用・養育費、慰謝料、年金分割、面会交流などの申立てがあった場合も、着手金の額は変わりません。

イ 親権・監護権を実質的に争う場合（保全申立てを含む）には、別途20万円が着手金に加算されます。

（2）報酬金 35万円

ア 婚姻費用・養育費については、受領した金額（月額）の16%（税別）を乗じた金額が報酬金に加算されます（対象期間2年）。

イ 財産分与、慰謝料等の金銭給付が得られた場合には、実質的な経済的利益の額を基準として、第6条の規定により算定された額以下の適切かつ妥当な金額が報酬金に加算されます。

（3）離婚調停が不成立となり離婚訴訟を提起する場合や、婚姻費用に関する審判を争うために抗告する場合など、手続きが移行する場合には、各手続き段階で各20万円の着手金をいただきます。

（4）前各項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する実質的な業務の内容等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額する場合があります。

2 親族関係をめぐるトラブル

トラブルの内容に応じて前項又は第6条1項(民事事件)の表を準用し、決定します。

3 遺言

ア 遺言作成

着手金 30万円 (公正証書にする場合も同額)

報酬金 なし

イ 遺言執行

着手金 なし

報酬金 遺産の5%

※遺言執行に裁判手続を要する場合には、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求する場合があります。

4 相続

ア 相続全般

着手金及び報酬金ともに第6条1項(民事事件)に準じ決定します。

イ 相続財産清算人選任の申立てや特別縁故者に関する申立て

着手金 30万円

報酬金 第6条1項(民事事件)に準じ、決定します。

5 後見

ア 後見(保佐・補助)の申立て

着手金 30万円

報酬金 なし

イ 任意後見契約作成

着手金 30万円

報酬金 なし

ウ 任意後見人、財産管理人

着手金 なし

報酬金 月額3～4万円

第6条（民事事件）

1 通常事件

損害賠償、医療事故、交通事故、労働事件（下表参照）

上記事件については、着手金、報酬金について、経済的利益（訴える側であれば得ようとする利益、訴えられる側であれば逃れようとする利益）を基準に、以下のとおり定めます。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	<u>10%</u>	<u>20%</u>
300万円を超え3,000万円以下の部分	<u>6%</u>	<u>12%</u>
3,000万円を超え3億円以下の部分	<u>4%</u>	<u>8%</u>
3億円を超える部分	2%	4%

※事件の内容により30%の範囲内で増減することができます。

※同一弁護士が引続き上訴事件を受任する場合適正な範囲で減額できます。

2 保全

通常事件と同額の着手金をいただき、引き続き通常事件を受任する場合は、着手金を半額にします。

3 執行

通常事件の半額程度の着手金をいただき、回収した金額に応じて報酬金をいただきます。

土地・建物明渡事件については、1件について、事案に応じて着手金25～55万円、報酬金25～55万円を申し受けます。

第7条（示談交渉、支払督促）

着手金 事件内容に応じて20～40万円

報酬金 示談等により解決した場合は、着手金の額と同程度

支払督促が争われず債務名義が取れた場合も、着手金の額と同程度

第8条（債務整理事件）

1 任意整理

着手金 業者 1 件につき 5 万円

報酬金 業者 1 件につき 5 万円

ア 介入によって減額された額の 15% が報酬金に加算されます。

イ 過払い金が返還された場合は返還された額の 20% が報酬金に加算されます。

2 自己破産

(1) 個人の破産

着手金 25 万円 (夫婦、親子の場合は 2 人で 40 万円)

報酬金 25 万円

(2) 法人の破産、免責手続

着手金 55 万円

報酬金 事件の内容によって発生する場合があります。

3 民事再生

(1) 個人の再生事件

着手金 35 万円

報酬金 35 万円

(2) 法人の再生事件

着手金 55 万円

報酬金 事件の内容によって発生する場合があります。

第 9 条 (対行政の事件)

個別にご相談させていただきます。

第 10 条 (被害者事件)

1 犯罪被害者としての告訴等警察対応

着手金 20 ～ 40 万円

※事件の内容・想定される対応に基づき決定します。

※被害者参加制度の対応をする場合には別途着手金 20 万円 のお支払をお願いします。

報酬金 (立件され刑事事件としての結論が出た段階で)

結果及び実質的な業務内容に基づき決定 (20 ～ 40 万円)

2 損害賠償 (損害賠償命令含む)

第 6 条に準じます。

第 11 条 (刑事事件)

1 非裁判員裁判対象事件

複数の刑事事件を同時にご依頼いただく場合には、着手金と報酬金の額について調整をする場合があります。また、再逮捕や追起訴があった場合も同様です。

(1) 捜査(被疑者)段階

着手金 35万円～40万円 弁護人選任届提出時

報酬金 25万円～30万円 捜査(被疑者)段階の身体拘束からの解放時又は検察官の処分時(身体拘束がない場合)

※身体拘束が継続したまま公訴提起がされた場合には、報酬金はいたadakしません。公判段階で別途着手金が発生します。

※準抗告が認められた場合には、別途報酬金15万円が加算されます。

(2) 公判(被告人)段階

着手金 35万円～40万円 弁護人選任届提出時

報酬金 25万円～30万円 判決時

※報酬金は、検察官の求刑よりも減刑された場合にのみ発生します。

※保釈請求が認められた場合には、別途報酬金15万円が加算されます。

※事案が複雑なため、公判前整理手続等に付された場合には個別に相談をさせていただきます。

(3) 控訴審・上告審

着手金 30万円

※一審に引き続き控訴事件を受任する場合は、控訴審の弁護人選任届を提出する際に別途着手金15万円のお支払をお願いしています。

※控訴審に引き続き上告審を受任する場合は、上告審の弁護人選任届を提出する際に別途着手金10万円のお支払をお願いしています。

報酬金 20万円 判決時

※報酬金は原審の判決から減刑が認められた場合にのみ発生します。

※保釈が認められた場合には、別途報酬金15万円が加算されます。

2 裁判員裁判対象事件

個別に相談させていただきます。

第12条(少年事件)

身体拘束の有無に関わらず、事件を受任してから審判が終わるまで（捜査段階で受任した場合には家裁送致段階で着手金を改めていただくことはありません）

着手金 30万円～35万円 弁護人選任届提出時又は付添人選任届提出時

報酬金 30万円～35万円 審判終了時

※事件が逆送された場合には刑事事件に準じます。

第13条（手数料）

契約書作成 20万円

第14条（日当）

東京都、埼玉県、神奈川県以外の道府県に出張した場合には、交通費・宿泊費とは別途1回5～7万円の日当をいただきます。

第15条（顧問料）

月額10万円から（契約内容によって異なります）。

第16条（複数での受任）

弁護士2名で受任した場合も、着手金・報酬金は増額しません。

ただし、交通費・コピー代の実費が増えることがあります。

以上